

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和4年11月8日（火曜日）

午前11時16分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前11時46分 散会

付託事件

議案第78号中別表中歳出中第6款及び第7款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第78号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）

2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	後藤通子君
委員	渡辺政明君	委員	内藤丈男君
委員	五十嵐博君	委員	安藏栄君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（2名）

議員	中庭次男君	議員	小川勝夫君
----	-------	----	-------

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
産業経済部長	長谷川昌人君	産業経済部参	川崎幹男君
産業経済部参事兼観光課長	小林一仁君	商工課長	桧崎芳明君
農政課長	後藤俊之君	農業環境整備課長	三村隆君
農産振興課長	永盛光郎君	公設地方卸売市場長	宮田正一君
消防局長	大内康弘君	消防次長	勝村俊則君
消防局参事	箕輪重美君	北消防署長	石田宏一君
南消防署長	猿田純夫君	消防総務課長	大信成人君
火災予防課長	河原井豊君	消防救急課長	高畠和巳君
救急課長	栗原政人君		

農業委員会 横山英雄君
事務局 長

農業委員会 吉川正浩君
事務局 次長

6 事務局職員出席者

書記 大内しおり君

書記 堀江良君

午前11時16分 開議

○飯田委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会へ付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第78号の1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。初めに、執行部に提出議案の説明を求め、次に、質疑を行い、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

なお、執行部から補正予算関係資料の提出を受けておりますので、御了承願います。

それでは、議案第78号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第6款農林水産業費及び第7款商工費について、執行部から説明願います。

初めに、第6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費について。

三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 それでは、議案書①の1ページをお開き願います。

議案第78号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中産業消防委員会所管分につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②の令和4年度補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお開き願います。

ページ下段の6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費でございますが、市内に受益地を有する土地改良区、水利組合を対象に電気料金高騰に対する支援金を支給するため、2,600万円の増額補正を講じるものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付しております農業環境整備課提出の産業消防委員会資料に基づき御説明いたします。

土地改良区等緊急支援金につきましては、電気料金高騰の影響により厳しい経営状況に置かれている市内に受益地を有する土地改良区と水利組合に対し、県と連携して支援金を支給するものでございます。

支給額につきましては、令和3年4月から9月までの電気料金の実績値を基に、令和4年同期の電気料金の値上げ率55%を乗じた額から、土地改良区の節電等自助努力分として10%相当と、その他の電気料金補助金を差し引いた額を支給するものでございます。

事業費につきましては、総額で2,600万円となり、見込み件数といたしましては、土地改良区が8団体、水利組合が20団体でございます。

支援金の受付につきましては、議決をいただいた後、県と調整を図りながら速やかに開始してまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。

○飯田委員長 次に、第7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費について。

楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 それでは、引き続きまして議案書②、6ページ、7ページのほうをお開き願います。

7款1項商工費につきましては、2目商工業振興費におきまして、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者を支援する経費といたしまして5億50万円を補正するものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付しております商工課提出の議案第78号参考資料に基づきまして御説明いたします。

エネルギー価格高騰対策事業者緊急支援金につきましては、コロナ禍においてエネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者に対しまして支援金を給付するものでございます。

2の対象者といたしましては、市内に事業所を有する法人もしくは個人事業主、または市内に住所を有する個人事業主で、経費の増加及び売上げの減少を要件としております。

具体的には、(2)の経費の増加につきましては、令和4年1月から令和4年10月までのいずれか1か月の光熱費及び燃料費が前年同月比で増加しており、かつ年間換算した増加額が法人で20万円以上、個人事業主で10万円以上であること、それから、(3)の売上げ減少につきましては、令和4年1月から10月までのいずれかの1か月の売上げが前年、それから2年前、または3年前の同月比で30%以上減少していることを要件とするものでございます。

3の支給額につきましては、法人が20万円、個人事業主が10万円としております。

ただし、今回の臨時会において提案しております福祉サービス事業所緊急支援金等の他の事業者向けの物価高騰対策支援金と重複しての受給は不可としてございます。

4の事業費につきましては、事務費の50万円を含めた5億50万円としており、5の見込み件数でございますけれども、大変失礼いたします。こちら資料の訂正をちょっと申し上げます。法人のほうを2,200件、個人事業主1,400件とありますが、こちらちょっと逆になっておりまして、法人のほうを1,400件、それから、個人事業主が2,200件と訂正のほうをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。こちらの件数を見込んだものでございます。

なお、本緊急支援金の受付につきましては、本議案の議決をいただいた後に速やかに開始をしてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○飯田委員長 以上で、提出議案についての説明は終了しました。

それでは、これより質疑を行います。

議案第78号について質疑のある方は発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 御説明いただきましたけれども、本当に皆さん、こういうエネルギー価格の高騰に対しましては非常に厳しい状況になっておりますので、本当にこれはすばらしい支援だと思います。

その上での賛成の立場で、何点かちょっと確認させていただきたいと思います。

初めにですね、まず6款の農林水産業費のほうでは、支給額の対象というか、これ4月から9月になって

いまして、エネルギー価格のほうが1月から10月で、ちょっと範囲が違うのは何か意味があるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの委員の質問にお答えいたします。今回の支給金につきましては、あくまでも4月から9月までの電気料金ということでカウントしておりますので、こちらのほうで支給額のほうは出させていたでいております。

○飯田委員長 楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

こちらのエネルギー価格高騰対策事業者緊急支援金の対象月につきましては、物価の高騰が今年の1月から顕著になってきているということがございまして、こちらの1月から先月の10月までの期間を対象月としているところでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 1月から10月というのは、本当に幅広くていいんですけど、土地改良区のほうは1月から3月とか10月から特に外れてても問題ないということで認識してよろしいのでしょうか。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

すみません。農繁期のほうが4月から9月までと捉えまして、4月から9月までの支援ということで、今回カウントさせていただいております。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 じゃ、問題ないということで認識しました。

この見込み件数の中で土地改良区が8団体、水利組合が20団体と、ちょっと私、勉強不足で、千波改良区とか渡里とかそういうが入っていると思うんですけども、ちょっと8団体は知らなかったのと、この水利組合というのはどんなふうになっているのか、ちょっと詳細が少し分かりましたら教えていただきたいと思います。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

水利組合のほうですが、古くから法定外公共物と言われる水路等を管理するために、地域の農業者によって設立された任意団体であります。

一方の土地改良区につきましては、土地改良法に基づき、土地改良事業を施行する目的といたしまして、同法に基づいて、知事の許可を受けて設立された法人であります。水戸市には、ここに書いてあるように土地改良区が、先ほどおっしゃった千波湖土地改良区や渡里台地土地改良区などの8団体、水利組合については、小さいもので20団体ほど点在してございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

これ市内にある土地改良区、また、水利組合は全部含まれているというふうに認識してよろしいのでしょうか。いいですよ。外れているはないということね。満遍なく。

それから、エネルギー価格の高騰対策のほうなんですけども、対象者は市内に住所を有する事業者ということで、これで全てというふうに、まず認識してよろしいですね。

それで、その上で、この光熱費という、燃料、これ具体的に電気ガスとか灯油とかと、ちょっとまたほかにありましたら教えていただきたいと思います。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの光熱費等の具体的な内容ということでございますけれども、光熱費につきましては、電気代、それから、ガスですね。都市ガスであるとか、プロパンガスであるとか、こちらのほうを想定してございます。それから、燃料代といたしましては、ガソリン、それから、灯油、軽油等の燃料代ということで、具体的な想定をしてございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 そうしますと、法人で20万円以上、個人事業主で10万円以上であるというのは、それを合算した数字でよろしいということですね。分かりました。

それから、この一番下にある本市が支給する他の事業者向け支援金というのは、今回、この同時に出たもの以外にはないというふうに思っているんですけど、それでよろしいですか。

分かりました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 この2つの議案ですが、私も賛成の立場で、知識がちょっと足りないものですから、それで聞かせていただきます。

まず、産業経済部の農業環境整備課のほうの土地改良区等緊急支援、これは恐らく燃料、電気代が上がったということなんでしょうけども、今、五十嵐委員からも質問がございましたが、土地改良区のほうが2,340万円、8団体分なんですよね。ちょっとこれね、各改良区のほうの例えば月の電気料ってどれぐらいかかっているかというのは分かりますか。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

このデータをまとめるに当たりまして、各土地改良区から4月から9月までの令和3年度と令和4年度の電気料金のほうを聞き取りしておりますので、当然、幾らかというのは手元でございますが、これ1つずつ言うと、ちょっと件数がいっぱいあるので、ちょっと今は……

○渡辺委員 違う。参考的に、1か月、何月分が幾らぐらいかかっているんでしょうと、大体どれぐらいなんだかという、これ要は揚水機場等に係る電気代でしょう。だから、大体これぐらいですでいいですよ。個人情報にもなるから。1か月どれぐらいかかっているんだかというのを、大体、アバウトでいいですよ。

○三村農業環境整備課長 1か月あたりは1,500万円（※令和4年11月10日の産業消防委員会で訂

正)です。

○渡辺委員 そんなにかかるんだ。1つの団体で。

○三村農業環境整備課長 はい。

○渡辺委員 1か月1,500万円。そうしたら、これ6か月、約9,000万円。そんなにかかるのけ。

いや、すみません。知識がちょっと不足してて。1か月1,500万円ぐらいかかったら6か月で約9,000万円だよ。支援金は約300万円なんだよね。だから、何かそのかかる金額に対しての補助がどっちかっていうのは、妥当かどうかというのはよく私には分かりません。

また幾らかでも値段が上がっているという中で、これ支給されるってことは、大変、団体にとってもいいことだと思うんですけども、今話聞いて、そんなに電気代がかかっているということで、今、御答弁いただいたところなんで、そうしたら、これ水利組合のほうもあれでしょう。大分、1か月でアバウトでも結構かかっているわけでしょう。組合は20団体ありますけれども、やっぱり1団体、平均でもなくても、アバウトで大体50万円ぐらいかかっているのかな。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの渡辺委員の質問にお答えいたします。

水利組合のほうにつきましては、様々でありまして、約5万円くらいと私のほうには報告されております。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ちっちゃい水利組合団体だからってことで、でも5万円、一般の家庭で言うと大体1万円で足りていなかったりが月平均の金額なんで、本当にこの土地改良区の1か月約1,500万円ぐらいかかるということなんで、この補助金が有効に使われることを願っております。

それと、商工のほうの話なんですけれども、ぜひ、これ困っている方もたくさんいらっしゃるというふうなことで、中庭委員も言っていたように、(2)と(3)をクリアしないともらえない、もらえないという申請できないんですよ。もう一度確認だけ。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

要件のほうは委員おっしゃるように、売上げの減少、それから、経費の増額、この2点のほうが両方必要になってまいります。

○渡辺委員 今、ニュース、テレビなどを見ると、不正受給とかいろんな話題が出たり、また、監査委員のほうで監査したら、不要なコロナと関係ないというふうな形で、何か百数十億円とか出てたりしております。

要は、これは貴重な国民、市民の血税であるということも、きちっと心に刻んでいただいて、やはり大事なお金なんだということで、曖昧になったりですね、また、チェックをちょっと怠ったり、そういうことがないように、やはり本当にこれは貴重な税金なんで、借金で賄っているところもあるんで、いつかはこれ必ずや我々の次の次の世代あたりが返さなくちゃならない金なんですから、天から降ってきたもんじゃないんで、そういうお金なんだってことを、しっかりこの受給者のほうにも認識して、お渡しいただければというふうに思っております。

いずれにしても効果的に、また、この申請がですね、知らなかったってことがないように、万全の対応、

対策を立てていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 すみません。ちょっと確認するの忘れてしまいました。

それぞれにですね、まず、先ほど渡辺委員からもありましたように、周知方法はどういうふうになるのか、一応確認させていただきたいのと、この臨時会が終わった後の今後の流れというスケジュールを教えてくださいたいと思います。すみません。

○飯田委員長 それぞれね。

○五十嵐委員 それぞれ。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

今後につきましては、県と同様の支援金を行っていることから、県と連携して、どのように進めるかは協議しながら進めてまいりたいと思っております。

今後のスケジュールにつきましては、速やかに進めてまいりたいと思っております。

周知方法につきましても、県のほうとどのように進めるかよく協議して、進めてまいりたいと思っております。

○飯田委員長 椋崎商工課長。

○椋崎商工課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

まず、周知に関してでございますが、こちらの支援金の周知に関しましては、「広報みと」や市のホームページ、それから、SNS等の各種媒体を積極的に活用しまして、また、水戸商工会議所をはじめとする、そういった経済団体、こういったところとも連携をしながら、幅広く事業者への周知を行ってまいりたいと考えております。

それから、今後のスケジュールにつきましては、議了後、速やかに規程等の整備を行いまして、なるべく早く支給受付を開始したいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。

速やかにやるのが大事だと思いますので、かつですね、10月までということなので、今11月ですから、領収書とかその数字が分かるのが少し遅れると思いますので、その点は速やかなのは大事なんですけども、十分にちょっと余裕を持っていただいて、皆さん漏れのないようにしていただきたいと思います。要望です。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

安藏委員。

○安藏委員 私も賛成の立場で、二、三、ちょっとお聞きしたいと思います。

今、五十嵐委員と渡辺委員のほうからいろいろ質問があったんで、その部分とちょっと重複しないように、ちょっとお聞きたいんですけども、三村課長さん、よろしくお願いします。

この8団体に対して、先ほど約1,500万円くらい電気料がかかってますよという話を私も初めて聞いて、ちょっと驚いた部分があるんですけども、この8団体、それぞれ規模が違う、受益面積も違う、組合員数も違う。その中で、この2,340万円の支払いの基準も多分難しい話になってくると思うんですけども、支払い基準の大本は、面積、人数、その辺は総体的にやるのか、ちょっとそれをまず教えてください。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの安藏委員の質問にお答えいたします。

まず、聞き取りのほうで、先ほど述べたように、昨年度分と今年度分で料金のほうを提出していただき、その料金を支払うわけなんですけど、受益地、ほかの市町村にまたがっている土地改良区もございますことから、受益縛りという形で、ほかの市町村からも支援されているものに対して重複するようなことがないように進めてまいりたいと思っております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 土地改良区の電気料金の値上げに対しては、本当に地元からも本当に切実な話を私も伺ってます。こういう支援金は多分喜ばれるんだろうなと思っております。

ちょっともう1点お聞きしたいのは、土地改良区の節電と自助努力分、こんな難しい話が出てきたんですけども、現実的にこの土地改良区の自助努力分10%って何なんですか、これ。ちょっと教えてください。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの安藏委員の質問にお答えいたします。

このたびの国の交付金事業に伴い、市と同様に、県においても土地改良系の支援事業を扱っております。水戸市は、今回の支援金の考え方も県の取扱いに倣っており、県の支援金の考え方も同様に、土地改良区においても、電気料金削減の自助努力をしていただくということで、10%相当を計上していることから、市でも採用しております。

具体的には、ポンプの吐出量を減らしたり、間欠運転などを実施して、運転時間を短くすることなどで使用する電力量を抑制するというなどを考えております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 これは確かに、もうそれぞれの土地改良区でかなり厳しく組合員さんに周知徹底させながらやっていることは私も理解しております。

電気料金なんでね、これから、例えば土地改良区として太陽光発電とか水を使っているやつなんでね、そういう部分での自助努力という考え方って、今のこの水戸市の土地改良区ではまだやってないと思うんですけども、全国的にはそういう動きがあるということは情報としてありますか。あったら教えてください。ないかな。

○飯田委員長 三村農業環境整備課長。

○三村農業環境整備課長 ただいまの安藏委員の質問にお答えいたします。

そういったエネルギー関係のお話というのは、まだ具体的には上がってきておりませんので、何とも言え

ないんですが、上がってきた際にはよく話を聞いて、このエネルギー関係のお話に反映できるように取り扱っていきたいと思っております。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 ありがとうございます。

多分難しい話だと思うんだけど、これ長く続くと思うんですよ。

米価が下がっていて、電気料金とかいろんな経費が上がっていて、負担していただけても大変なんでね。今回こういうことで2,600万円の事業費が支援されるということは、それなりに効果あると思うんですけども、やはり将来的に経費削減の部分では、いろいろまた土地改良区としても県のほうとやりながら出てくると思うんで、ぜひ単年度で終わることなく、これはいろいろ対策を考えていただくようお願いして、私は以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

それでは、これより議案第78号について御意見等を伺いながら、採決を行ってまいりたいと思います。

採決の方法は挙手によりお願いします。

それでは、議案第78号 令和4年度一般会計補正予算（第7号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）について、御意見等がございましたらお願いします。

〔「さっき言ったので」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第78号について採決します。

議案第78号中別表中歳出中第6款及び第7款について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案についての審査は終了しました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の産業消防委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時46分 散会